

公立大学法人下関市立大学障害のある等配慮を必要とする者への支援に関する要綱

令和 3 年 3 月 31 日制定

（目的）

第 1 条 本要綱は、障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 6 5 号）に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 2 7 年 2 月 2 4 日閣議決定）に即して、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）の教職員（教員及び事務職員をいい、非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「配慮を必要とする者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害がある者など、社会的障壁等により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、それに参加する者すべてとする。
- (2) この要綱において「社会的障壁」とは、配慮を必要とする者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) この要綱において「部局等」とは、学部、教養教職機構、大学院研究科、専攻科、附属図書館、附属リカレント教育センター、都市みらい創造戦略機構、国際交流センター及び相談支援センター並びに総務部、学務部及び入試部をいう。
- (4) この要綱において「部局等の長」とは、前号に定める部局等の長を指す。

（対象者）

第 3 条 対象となる配慮を必要とする者は学生にとどまらず、例えば公開講座に参加する市民やオープンキャンパスに参加する生徒なども含まれる。

（不当な差別的取扱いの基本的な考え方）

第 4 条 本学において、不当な差別的取扱いとは、配慮を必要とする者に対して、正当な理由なく、障害等を理由として教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、若しくは提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、又は配慮を必要としない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、配慮を必要とする者の権利利益を侵害することをいう。なお、配慮を必要とする者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的

取扱いではない。

- 2 正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに配慮を必要とする者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとする。

（合理的配慮の基本的な考え方）

第5条 本学において、合理的配慮とは、配慮を必要とする者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものとする。

- 2 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い、判断するものとする。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

（障害等を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第6条 本学における障害等を理由とする差別の解消の推進及び（以下「差別解消の推進」という。）に関する体制は、次の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、理事長をもって充て、差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受け入れ態勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、監督責任者及び監督者が適切に差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
- (2) 統括監督責任者は、学長をもって充て、最高責任者を補佐する。
- (3) 監督責任者は、副学長（教育研究担当）をもって充て、統括監督責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 副監督責任者は、相談支援センター長をもって充て監督責任者を補佐する。
- (5) 監督者は、部局等の長をもって充て、当該業務における差別解消の推進に関し責任を有するとともに、障害等を理由とする差別の解消に関して業務に係る教職員の注意を喚起し、障害等を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせ

るなど当該業務における差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(相談窓口)

第7条 配慮を必要とする者及びその家族その他の関係者からの相談に応じるための相談窓口は、下関市立大学相談支援センターとする。

(紛争の防止等のための体制の整備)

第8条 障害等を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する問題が発生し、又は苦情があった場合は、相談支援センター運営会議で解決策を検討し、最高管理責任者及び統括監督責任者に報告する。

(教職員の研修・啓発)

第9条 本学は、障害者等差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号に掲げる研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対して、配慮を必要とする者に関する基本的な事項について理解させるための研修
- (2) 新たに監督者となった教職員に対して、配慮を必要とする者に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- (3) その他教職員に対し、障害等の特性を理解させるとともに、配慮を必要とする者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による意識の啓発

(懲戒処分等)

第10条 教職員が、配慮を必要とする者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本学における合理的配慮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。